



## 不動産事業者紹介 事業のご案内



空き家のこと、  
そろそろ  
考えてみませんか？

### こんな空き家の悩みございませんか？



事例  
1

南国市在住  
Aさん

空き家を手放したいけど、不動産会社を知らないし、調べてもよくわからない。



事例  
2

県外在住  
Bさん

両親が住まなくなった空き家を売りたいけど、自分は県外に住んでいるから南国市の住宅の市場価値がわからない。



事例  
3

市外在住  
Cさん

過去に地元の不動産会社に相談したが、納得できず相談をやめてしまった。南国市の不動産会社にも相談してみたい。



南国市ではこのようにご相談に、**高知県宅地建物取引業協会**と**全日本不動産協会高知県本部**と連携し、市が空き家所有者様と南国市内の不動産事業者のマッチングを行い、空き家の利活用を促進します。



南国市PRキャラクター  
シヤモ番長

※現時点で不動産事業者が取り扱っている物件は本事業の対象外です。

#### 注意事項について

- ※取り扱い希望の不動産事業者が複数いる場合は抽選を行います。そのため、市から紹介させていただく不動産事業者は**1社のみ**です。
- ※物件の状態や立地等の条件により、不動産事業者から応募がなかった場合はご紹介できませんのでご了承ください。
- ※市が行うのは空き家所有者様と不動産事業者のマッチングのみですので、不動産事業者への相談、交渉は空き家所有者様ご自身で行っていただきます。不動産事業者との対応についてトラブル等が発生した場合については、市は一切関与いたしませんことをあらかじめご了承下さい。
- ※不動産事業者の変更はお受付できませんので、市が紹介した不動産事業者以外の不動産事業者のご相談は、空き家所有者様ご自身で行ってくださいますようお願いいたします。

手続きの流れは裏面をご覧ください →

# お手続きまでのステップ

## ステップ1



申請者

①空き家活用相談票 ②空き家等実態調査アンケート ③対象空き家の写真(任意)を  
南国市住宅課へ提出

※県外在住等の理由により空き家の写真提出が困難な場合は、空き家の特徴を文章や図で記載したメモ等を提出して頂くと建物が特定しやすくなり、準備がスムーズに行えます。

書類提出

## ステップ2



南国市役所

空き家活用相談票及び空き家等実態調査アンケートへの個人情報保護処理と  
対象空き家の現地撮影を実施し、両協会へ提出

※市職員が両協会への情報提供のため、対象空き家の外観撮影をさせていただきます。また、空き家等実態調査アンケートと空き家活用相談票は、両協会への情報提供前に黒塗りを施し個人情報の保護を致します。

書類提出

## ステップ3

『高知県宅地建物取引業協会』『全日本不動産協会高知県本部』  
による取り扱い不動産事業者の応募開始

各不動産業者に打診



不動産業者

複数の業者が  
立候補した場合

1社のみ立候補  
した場合

1社も立候補が  
無かった場合

## ステップ4



南国市役所

『抽選会』の実施

取り扱い業者の決定結果について通知書を送付

## ステップ5



申請者

決定した不動産事業者とご相談  
※不動産事業者から直接連絡があります。

空き家バンクへの登録や  
解体等をご検討ください。